

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止の日の繰り上げについて	・・・ 2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(寝台車)変更認可申請事案	・・・ 3

公 示

23C32号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止の日の繰り上げに関して、道路運送法第15条の2第5項及び道路運送法施行規則第15条の11に基づく届出があったので公示する。

令和6年5月9日

関東運輸局長 勝 山 潔

記

1. 事案の件名及び事案番号

23C32

2. 届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名

株式会社 栄和交通

3. 対象となる路線

事案番号 23C32-1

山梨県山梨市牧丘町柳平59-1先

山梨県山梨市牧丘町北原字北奥仙丈4140-1先

2.9キ口

4. 当初届け出していた廃止の日

令和6年7月1日

5. 繰り上げ後の廃止の日

令和6年6月1日

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年5月9日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(寝台車)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B04号 東京寝台自動車 株式会社

1. 令和6年4月18日
2. 特別区・武三地区
3. 別紙のとおり

時間制運賃

(旧)

大型車

初乗運賃	最初の40分又は走行10キロメートルまで	7,330円
加算運賃	A 2時間又は走行30キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	3,660円
	B Aを超え8時間又は走行120キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	2,750円
	C Bを超え24時間又は走行360キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	2,080円
	D Cを超え64時間又は走行960キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	1,470円
	E 64時間又は走行960キロメートルを超えたとき	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	1,170円

(新)

大型車

初乗運賃	最初の40分又は走行10キロメートルまで	8,430円
加算運賃	A 2時間又は走行30キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	4,210円
	B Aを超え8時間又は走行120キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	3,160円
	C Bを超え24時間又は走行360キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	2,400円
	D Cを超え64時間又は走行960キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	1,690円
	E 64時間又は走行960キロメートルを超えたとき	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	1,350円